

### デュオよこすか便り

#### ココロを軽く、ココロを元気に ~デュオよこすかをご活用ください~

デュオよこすかは、横須賀市の男女共同参画推進の拠点施設で、総合福祉会館(本町2-1)の5階にあります。女性も男性も、社会の構成員として個性と能力を発揮できる社会。その実現のための足掛かりにしたいいただけるような施設を目指し、講座の開催や、情報提供、グループ活動の支援、女性相談などをおこなっています。

#### 講座 目からウロコの気づきがあるかも!

デュオよこすかの相談窓口には、人づきあいに関する相談も多く寄せられています。

思うことを伝えたり、相手の気持ちを確認したり、もう少しコミュニケーションできれば、人間関係はもっとラクになります。…そこで、2月9日(水)、16日(水)に、「自分を伝えるコミュニケーションレッスン」の講座を「総合福祉会館」の研修室で開催しました。

また、デュオールーム内では、ミニ講座も行っています。平成22年度には、次の5つの講座を企画・開催しました。

- ・やさしい太極拳体験講座
  - ・遺言とエンディングノートの作り方
  - ・シニアにやさしい旅のこつ
  - ・親子で楽しむバルーンアート
  - ・感じよく伝わる対応マナー(災害により中止)
- 講座の受講者の方には、「男女共同参画」について考えていただけるような情報提供もさせて頂きました。講座での新たな「気づき」は、「ココロの栄養」になるのではないのでしょうか。

#### 情報 大切な一冊との出会いをデュオールームで

「デュオよこすか」には、コミュニケーションに関連する本や、女性の生き方、ココロとカラダのケアに関する本など、常設図書が約1,000冊あります。また、図書館から団体図書として借りている本は約300冊あり(4ヶ月に1回入れ替え)、小説や趣味に関する本も置いてあります。貸し出しは、

2週間で3冊までOKです。「デュオよこすか」で気になった一冊を手にとって、まったりと過ごす…。そんな過ごし方も、たまにはいかがでしょうか?

#### 相談 ひとりで悩まないで相談しませんか?

「デュオよこすか」では、女性が抱える人間関係や生活上のさまざまな悩みについて女性の相談員がご相談をお受けしています。

夫、子ども、親、親族、友人、近所づきあい、職場の人間関係などで悩みがある方、仕事があまくいかずに落ち込んでいる方、また、今の生活の中で希望が見出せないともやもやし

ている方、漠然と将来が不安な方…。「こんなこと話してもいいのかしら…」と思わないで、「デュオよこすか 女性のための相談室」に相談をして気持ちを楽にしませんか? なお、法律上の悩みには、月1回の法律相談日に、女性の弁護士が相談をお受けします。

一般相談		法律相談(予約制)
毎週 月・水・金曜日	午前9時~午後4時	月1回 毎月第2火曜日 午後1時30分~午後4時30分 お一人様40分です。 予約は一般相談の時間にお受けします。
電話または面談による相談	電話: 828-8177	

※相談は無料です。 ※ご相談の内容によっては、より適切な相談機関をご紹介させていただくことがあります。例えば、DVの相談は、専門の相談員がいる窓口をご紹介しています。(DV相談の窓口は最終面に紹介してありますのでご覧ください)

### デュオよこすかのご案内

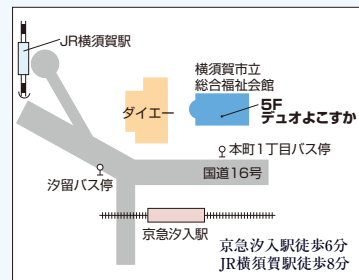
デュオールーム 電話 046-822-0804

●月曜日~土曜日 午前9時~午後9時 ●日曜日 午前10時~午後5時

女性のための相談室 電話 046-828-8177

●月・水・金曜日 午前9時~午後4時

休館日は、年末年始(12月29日~1月3日)  
〒238-0041 横須賀市本町2丁目1番地 横須賀市立総合福祉会館5階



### お知らせ

#### 国と市の計画

【国の動き】 国の第3次男女共同参画基本計画が、平成22年12月17日に閣議決定されました

国の第3次基本計画において、改めて強調されている視点は以下の5点です。

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進



その他、第3次基本計画策定にあたっての基本的な考え方、今後取り組む喫緊の課題、計画の構成など、詳細は、内閣府ホームページ http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html をご覧ください。

【横須賀市の動き】 横須賀市は、男女共同参画プラン(第4次)に向けて検討を開始します

横須賀市では、「横須賀市男女共同参画プラン(第3次)」に基づき、平成19年度から24年度までの6年間で様々な取り組みを実施します。

平成23年度は、横須賀市の第3次プランに基づく取り組みを実施することと並行して、次期4次プランの策定に向けて検討を開始します。

7月頃には、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行う予定です。そして、横須賀市の現状、取り組むべき課題などの結果から分析を行い、新しい計画の重要な資料とします。

#### DV相談

【DV(ドメスティック・バイオレンス)に悩んでいる方へ】 DVでつらい思いはしていませんか?ひとりでも悩まずにご相談ください。

◆◆◆「女性」のための相談窓口◆◆◆ 横須賀市には、DV(ドメスティック・バイオレンス)に悩む女性のための相談窓口があります。

DV相談電話(子ども青少年支援課) TEL 046-822-8307  
●相談日: 月曜~金曜日(土日祝日、年末年始はお休み) ●時 間: 10時~16時  
※面接(来所による相談)は、要予約。  
問い合わせ: 横須賀市 子ども育成部 子ども青少年支援課 TEL 046-822-8933

◆◆◆「男性」のための相談窓口◆◆◆ (社)神奈川人権センターでは、「DVに悩む男性のための電話相談」を行っています。

DVに悩む男性のための電話相談 TEL 045-772-8040  
●相談日: 毎週月曜日(祝日実施、年末年始は休み) ●時 間: 11時~16時  
※男性のDV被害者も、加害者も対象です。  
問い合わせ: (社)神奈川人権センター TEL 045-773-2250 FAX 045-774-8075

#### 委員募集

男女共同参画情報紙「ニューウェーブ」を一緒に作りませんか

男女共同参画広報紙「ニューウェーブ」31号~34号(予定)の、メイン記事を担当する編集委員を募集します。

男女があらゆる場で共に活躍できる社会の実現に向けて、ぜひあなたの力をお貸しください。ご応募お待ちしております。対象は、市内在住・在勤・在学で、月曜日~金曜日の昼間に開催する会議(1号につき5回程度)に出席できる人。任期は2年間です。応募動機の内容と面談により、編集委員を決定します。申し込みは、住所・氏名・年齢・電話番号と、簡単な応募動機を、郵送がEメール(we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp)で人権・男女共同参画課へ。応募の締切は平成23年4月18日(月)です。

ニューウェーブ27号~29号は2名、30号は1名の市民編集委員さんが、主な記事を担当してくださいました。2年間ありがとうございました。(人権・男女共同参画課)

#### 市民編集委員編集後記

「自分は男性だから」または「自分は女性だから」と言って自分の責任で自分自身が自由に行動すること、それ自体は他人に迷惑をかけない限り問題ない、と私は思います。けれども、「あなた(彼)は男性だから」または「あなた(彼女)は女性だから」と言って自分以外の人間に性別に基づく役割や行動を強制することは、いまや問題なのではないでしょうか。そして、微妙なのは、自分以外の人間に性別に基づく役割を期待することです。内心で期待するのはその人の自由ですが、その期待を自分以外の人間に押しつけたり、そうせざるを得ない状況に持っていかうとするのは、期待される側の人間の意思に反する場合、やはり許されるべきではないだろうと私は思うのです。「男性だから」または「女性だから」何かをするのが当たり前だと思うのではなく、それぞれがそれぞれの分に応じて力を合わせて一緒に行うのが、今日の男女共同参画社会における理想の形であり、男女がそれぞれお互いに権利(自由)を主張するだけでなく、義務(責任)を同じように果たし、共に手を携え絆を深めることによって形作られる、皆が安心して暮らせる社会……それこそがまさに男女共同参画社会なのではないでしょうか。(川瀬)

◎この広報紙は10,000部作成し、1部あたりの印刷経費は19.2円です。

◎この広報紙は、グリーン購入法に基づく平成22年度横須賀市グリーン購入方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)のみを用いて作成しています。



エコの取り組み ← 家でも職場でも → 男女共同参画

### 特集

# 晩産化



## かんたん「出産と就業・育児」検定

現在の「出産と就業・育児」にまつわる数字・語句をチェック☑してみてください!

●現在、女性が**第1子**を出産する時の平均年齢は約(Q1: □㉔26、□㉔28、□㉔30)歳(1994年の母の第2子出生時平均年齢と同じ)であり、**第2子**を出産する時の平均年齢は約(Q2: □㉔32、□㉔34、□㉔36)歳(1989年の母の第3子出生時平均年齢と同じ)である。また、現在**30歳**時点で**子どもを産んでいない**女性の割合は約(Q3: □㉔44、□㉔54、□㉔64)%である。  
◀厚生労働省の平成22年度「出生に関する統計」より▶

●**出産と女性の就業継続**について、現在では(Q4: □㉔子どもができるまでは職業をもつほうがよい、□㉔子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい、□㉔子どもができてもずっと職業を続けるほうがよい)と答えた人の割合が最も多い。  
◀内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査(2009年)より▶

●第1子出産前後に妻がどのような就業状態であるかについて、育児休業制度を利用して就業を継続した妻の割合は増加しているものの、出産後も就業を継続する妻の割合は1980年代以降約(Q5: □㉔25、□㉔35、□㉔45)%前後と一定している。  
◀国立社会保障・人口問題研究所の第13回出生動向調査(2006年)より▶

●現在、**男性の育児休業取得率**は(Q6: □㉔0.72、□㉔1.72、□㉔2.72)%である。  
◀厚生労働省の平成21年度「雇用均等基本調査」より▶

●近年、子どもがいる夫婦では、休日の**夫の家事・育児時間**のない夫婦からの第2子以降の出生割合が約(Q7: □㉔15、□㉔25、□㉔35)%であるのに対し、休日の夫の家事・育児時間が6時間以上の場合には第2子以降の出生割合が(Q8: □㉔40、□㉔50、□㉔60)%を超えており、夫の家事・育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高くなっている。  
◀厚生労働省の第7回21世紀成年者縦断調査(2009年)より▶

かんたん「出産と就業・育児」検定の答えは3ページの下にあります。なお、記事の中にも答えが載っています。